

墨田区学校施設開放予約システム 利用者登録のご案内(令和9年2月使用分～)

■学校施設開放予約システムの導入(令和9年2月使用分～)

学校施設を使用する場合は、「墨田区学校施設開放予約システム」(以下「システム」という。)による利用者登録手続きが必要です。

なお、すでに紙の登録証を発行済みの団体・個人の方についても、新たにシステム上で登録手続きが必要となります。

■登録要件

- ・公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがないこと。
- ・営利を目的としないこと。
- ・施設を毀損するおそれがないこと。
- ・上記に掲げる以外で、学校の管理運営上支障がないこと。
- ・代表者は、成人であること。

■登録区分

(ア) 団体

- ・代表者が区民(在勤・在学含む)である。ただし、社会教育関係団体はこの限りではない。
 - ・構成員が5人以上である。
 - ・構成員の過半数が区民(在勤・在学含む)である。
- ※構成員の6割以上が他団体と重複する場合は登録不可

(イ) 個人

- ・本人が区民(在勤・在学含む)である。

(ウ) 区民外

- ・(ア)(イ)以外。

★登録区分により、使用料、抽選申込の可否及び申込時期が異なります。

	(ア) 団体	(イ) 個人	(ウ) 区民外
使用料	<u>区民</u> 料金	<u>区民</u> 料金	<u>区民外</u> 料金
抽選申込み	使用月の <u>2か月前</u> の 1日から5日まで	<u>申込不可</u>	
当選者予約	使用月の <u>2か月前</u> の 7日から10日まで		
随時予約	使用月の <u>2か月前</u> の11日から 使用日の8日前まで		使用月の <u>1か月前</u> の1日 から使用日の8日前まで

■提出書類

登録区分等に応じて、以下の必要書類（撮影した写真データ等）をシステムにアップロードしてください。

【全登録区分】

- ・代表者（個人の場合は本人）の本人確認書類（運転免許証、パスポート、マイナンバー等、顔写真付きの身分証明書）

【団体】・【個人】のいずれかの区分で、代表者が区外在住の場合

- ・在勤先又は在学先を証明できる書類（社員証、学生証等）

【団体（社会教育関係団体のみ）】

- ・社会教育関係団体登録証（社会教育関係団体のみ）

【団体】の場合で、団体構成員が10人を超える場合

- ・構成員の氏名、住所等の必要事項を記載したリスト

■有効期間

有効期間は登録日から2年間です。更新日が近づきましたら、別途お知らせいたします。

■注意事項

- ・登録の承認には1週間程度かかる場合があります。
- ・登録内容に変更があった場合は、庶務課にご連絡ください。

【問合せ先】

墨田区教育委員会事務局庶務課施設担当

☎：03-5608-6497